

浜松市神経難病療養者のための病期別社会資源チャート

		療養者のニーズ			社会資源
発症期	医療を受ける				<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療（障害者総合支援法／更生医療・養育医療） ・ 医療費助成制度（難病法） ・ 高額療養費制度（健康保険法）
	↓ 確定診断時	相談をする			<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病医療相談支援センター（浜松医科大学医学部附属病院） ・ 浜松市難病相談支援センター（浜松市保健所健康増進課） ・ 静岡県難病相談支援センター ・ ピアサポート（静岡県難病団体連絡協議会、静岡県難病相談支援センター） ・ 就労相談 （静岡県難病相談支援センター、浜松市障害者就労支援センター、ハローワーク）
生活用具・生活環境を整える			看護・介護・リハビリテーションを受ける		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費の支給（介護保険法） ・ 日常生活用具給付事業、補装具支給（障害者総合支援法）
↓ 治療期・療養期				在宅医療・レスパイト入院を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など（介護保険法、障害者総合支援法） ・ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など（健康保険法） ・ 身体障害者手帳（障害者福祉法） ・ 障害年金（年金法）
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療 ・ 歯科訪問診療 ・ コミュニケーション障害等の支援機器 ・ レスパイト入院

令和元(2019)年度 浜松市領域の異なる多職種連携による在宅医療・介護連携推進事業
 多職種連携で“神経難病療養者が住みやすい浜松”を創る 神経難病療養者の支援者の会
 2020年3月発行